

告示

埼玉県告示第六百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

医療法人社団 明和会 おぶすま第二診療所				地域包括支援 センター かすみがおか	名称
大里郡寄居町牟礼 六七二				ふじみ野市霞ヶ丘 一―五―一	所在地
介護予防 居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	居宅療養管理指導	訪問看護	介護予防支援	サービスの種類
平成二十八年 六月二十三日				平成三十年 三月三十一日	廃止年月日